

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年10月6日（金）午後4時00分～午後4時42分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員		
11番	中野	義博

5 説明者 農業委員会 事務局長代理 平坂 昌美
事務局長 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用配分計画の決定の件
- (3) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、10月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、10月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により5番 水島 英樹 委員、6番 大濱 秀弥 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和5年10月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は14,284.00㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は富山市藤木〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町桜町〇番外1筆、地目は田、2筆、合計5,508.00㎡です。
権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

高嶋香織委員、大森雅昭委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、五箇庄地区、桜町地内、譲受人の自宅から約500m、車で約3分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思いま。

2番 譲受人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇〇さんです。

申請農地は朝日町月山〇〇〇番外2筆、地目は田、3筆、合計4,753.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

高嶋香織委員、大森雅昭委員より、意見書をいただいております。

2 ページをご覧ください。

申請地は、五箇庄地区、月山地内、譲受人の自宅から約 5 2 0 m、車で約 6 分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。以上のことから、農地法第 3 条 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思

3 番 譲受人は朝日町藤塚〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

3 番 譲渡人は申請地の所有者が共有地のため、譲渡人が 2 名おられます。

入善町田中〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇さん、東京都北区西が丘一丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町藤塚〇〇番外 2 筆、地目は田、3 筆、合計 4, 0 2 3. 0 0 m²です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

弓野良子委員、青木清美委員より、意見書をいただいております。

3 ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、藤塚地内、譲受人の自宅から約 2 0 0 m、車で約 2 分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。以上のことから、農地法第 3 条 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思

議案第 1 号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第 1 号の 1 番の議案につきまして、審議したいと思

います。高嶋香織委員と大森雅昭委員から意見書をいただいておりますので、高嶋香織委員から意見をお願いいたします。

高嶋委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 続きまして、大森雅昭委員いかがでしょうか。

大森委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
高嶋香織委員と大森雅昭委員から意見書をいただいておりますので、高嶋香織委員から意見を願います。

高嶋香織委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 続きまして、大森雅昭委員いかがでしょうか。

大森雅昭委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、審議したいと思います。当事者である〇〇〇委員におかれましては、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 弓野良子委員と青木清美委員から意見書をいただいておりますので、弓野良子委員から意見を願います。

弓野良子委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 続きまして、青木清美委員いかがでしょうか。

青木清美委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

んか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の3番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の3番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用配分計画の決定の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、4ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回は、再配分のみとなっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

配分計画についてですが、6ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は2件となり、

田：3筆：6, 741.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、7ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、1,156.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、5,585.00㎡、再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各2件、6,741.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…11月7日（火）15：00～

会 長 そのほか意見はありますか。

（意見なし）

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして10月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時42分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員